

平成28年度 公益財団法人 秋田県長寿社会振興財団 事業計画

I 基本方針

少子・高齢社会を迎えている中で、明るく活力ある長寿社会を目指すためには、高齢者自身が健康であるとともに、高齢者の方々が住み慣れた地域で、豊かな知識と長年培ってきた経験などの高齢者パワーを活かし、元気に自立した生活を送りながら、生きがいを持って暮らしていける社会を構築していくことが必要とされている。

こうした中で当財団は、本県の高齢者の生きがいと健康づくりを推進する中核組織として、平成元年度に設立された。

設立以来、高齢者の生きがい健康づくり対策としては、全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手の派遣、並びに県版大会の開催、高齢者の学ぶ場として『秋田LL大学園』等を開催してきた。また、高齢者やその家族からの相談を受ける高齢者総合相談・生活支援センターの運営や、高齢者の権利擁護のための相談・研修の実施、認知症に関する相談を受ける認知症コールセンター等も運営してきた。さらには、訪問介護員をはじめとした質の高い介護従事者の養成のため各種研修の実施、介護支援専門員の試験・各種研修の実施、住民が介護サービスを自ら選択できるように、その情報を公表する介護サービス情報の公表センターを運営してきたところである。

平成28年度は、平成29年度に開催される第30回全国健康福祉祭あきた大会（ねんりんピック秋田2017）の前年度に当たり、各市町村や競技団体が開催する競技別のリハーサル大会の開催等を支援するほか、昨年度から各市町村が取り組んでいる新しい総合事業の取り組みに対し、引き続き市町村に出向いて研修会や勉強会等を通じ、高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくりの推進、人材養成、協議体の設置等の仕組みづくりの構築について、啓発を図っていくことを基本方針として実施するものである。

このほか、市町村・地域包括支援センターへの支援、相談機関の支援、介護従事者のマンパワーの養成、新たな介護支援専門員の研修体系や長寿社会をめぐる多様なニーズに的確に対応した事業を、市町村や関係機関団体と連携を図りつつ、各種事業を総合的に実施することとする。

重点事業

1. 平成29年度に開催される第30回全国健康福祉祭あきた大会の準備、リハーサル大会の実施を支援するとともに、高齢者のスポーツ活動等を通じて、高齢者の元気アップを目指す。
2. 新しい総合事業を推進するため、市町村に設置予定の生活支援コーディネーターの養成、協議体の設置に向けての支援を行い、地域住民の支え合い活動と多様なサービス主体により、地域における生活支援サービスが展開されるよう、支え合い活動の広がりをめざし、互助・共助の意識啓発を図る。

3. 高齢者総合相談・生活支援センター、認知症コールセンターで高齢者やその家族の生活全般にわたる相談に応じ、その課題解決を図り、尊厳をもって地域で暮らせるよう支援する。
また、地域包括支援センター等の相談機関を巡回し、相談・助言等を行うなど、県内の相談業務の底上げを図る。
4. 地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域ケア・マネジメント支援機能強化事業として、地域ケア会議等の活動を支援する研修会や、県民の理解を得るためのセミナー等を開催し、県内の行政機関や関係団体等の共通認識を図るとともに、市町村の取り組みを支援する。
5. 介護予防や権利擁護の意識をもった介護職員等のスキルアップの研修の実施、介護職員による『たんの吸引等の実施のための研修』等を実施し、新たに指導看護師を派遣するなど、より一層介護の現場や、在宅での安全なケアの実践を支援する。
6. 介護保険制度の要となる介護支援専門員の資質向上を目指し、実務研修受講試験を実施するほか、新たな研修の実施や、実務研修・各種現任研修等の研修内容の充実を図る。
7. 介護サービス情報公表センターの運営、調査機関としての業務を円滑に行い、県民に見やすい、役に立つ介護サービスの情報を提供する。

II 法人の適正運営

1. 理事会・評議員会の開催

定款の定めるところにより、定例理事会・評議員会を年2回開催するほか、公益財団法人としての運営の進捗状況を確認するため、必要に応じて随時開催する。

定例理事会、評議員会 平成28年5月、平成29年3月

2. 監事会の開催

公益財団法人としての運営の進捗状況を確認するため、必要に応じて随時開催する。

平成28年4月

3. 公益財団法人の適正運営

公益財団法人の認定を受け、6年目を迎えようとしているが、公益事業の一層の充実と運営基盤の強化を図る。

Ⅲ 明るい長寿社会づくり推進機構事業の実施

高齢者の生きがいと健康づくりを進めるため、県、市町村、関係機関・団体と連携し、高齢者のスポーツ活動・文化活動等の支援を図る。

また、「元気にとしよる十ヶ条」の活用促進を図るとともに、地域支え合い活動を全県に普及させるための取り組みを実施するなど、高齢者の社会参加活動の振興と住み慣れた地域で生活できる体制づくりを図る。

1. 高齢者の健康づくり及び創作活動等の推進

(1) 高齢者スポーツ等支援事業の実施

高齢者がスポーツ等に親しむ環境を整備し、ニュースポーツの普及等、県民の健康の保持増進を図る。

1) 全国健康福祉祭（ねんりんピック）への派遣

- ・ 高齢者の健康づくり及び生きがいの高揚を図ること目的に開催される、「ねんりんピック長崎2016」に参加者を派遣する。
- ・ 名 称 第29回全国健康福祉祭ながさき大会
- ・ 期 日 平成28年10月15日(土)～10月18日(火)
- ・ 会 場 長崎県内 15市町
- ・ 派遣予定 150名
- ・ 参加種目 (予定)
 - ① スポーツ交流大会 (10種目)
卓球、テニス、ソフトテニス、ソフトボール、ゲートボール、ペタンク、ゴルフ、マラソン、弓道、剣道
 - ② ふれあいスポーツ交流大会 (12種目)
グラウンド・ゴルフ、太極拳、ウォークラリー、ソフトバレーボール、サッカー、水泳、ダンススポーツ、ボウリング、ラグビーフットボール、バウンドテニス、ターゲット・バードゴルフ、インディアカ
 - ③ 文化交流大会 (4種目)
囲碁、将棋、俳句、健康マーじゃん
 - ④ その他のイベント
美術展、シンポジウム、健康福祉機器展、音楽文化祭、ファッションショー
地域文化伝承館
- ・ 会議等 選手選考委員会 担当者全国会議 選手結団式

2) いきいき長寿あきた2016ねんりんピック スポーツ交流会の開催

高齢者のスポーツへの参加機会を増やし、スポーツ活動の活性化と健康づくりを促進する。

○ 全県大会

- ・期 日 平成28年9月10日(土) ※メイン日
- ・会 場 秋田県武道館 秋田市立体育館 秋田県営野球広場
秋田県営中央公園テニスコート 他
- ・実施種目(12種目)
卓球、テニス、ソフトテニス、ソフトボール、ゲートボール、
ペタンク、弓道、剣道、グラウンドゴルフ、太極拳、囲碁、将棋
- ・参加選手 約1,200名

3) いきいき長寿あきた2016ねんりんピック ニュースポーツ交流会の開催

高齢者が気軽に体験できるニュースポーツを紹介し、高齢者のスポーツ活動の活性化と健康づくりを促進する。

- ・期 日 平成28年10月
- ・会 場 秋田市立体育館、大館市立田代体育館、中央シルバーエリア 他
- ・実施種目(8種目)
ユニカール、ミニテニス、ダンススポーツ、ソフトバレーボール、
シャフルボード、スマイルボウリング、ニチレクボール、
インディアカ
- ・参加選手 約680名

4) ねんりんピック秋田2017 リハーサル大会への支援・協力

平成29年9月に開催される第30回全国健康福祉祭あきた大会のリハーサル大会の実施に向けて、開催市町村や各競技団体等に支援・協力する。

- ・開催期間 平成28年5月～10月
- ・会 場 種目別開催市町村

5) いきいき長寿あきた2016ねんりんピック — 福祉・文化のつどいの開催

高齢者の生きがいと健康づくりに関する内容の講演会を開催する。

- ・期日 平成28年11月5日(土)
- ・会場 中央シルバーエリア

6) いきいきシルバー美術展の開催

高齢者の創作による、日本画、洋画、彫刻、工芸、書及び写真等の作品を募集・展示し、高齢者の創作活動・文化活動等の啓発普及を図る。

- ・期日 平成28年11月5日(土)～13日(日)
- ・会場 中央シルバーエリア

2. 高齢者の社会参加活動の推進

高齢者の社会参加活動を促進し、生きがいと健康づくりを推進する。

(1) 秋田LL大学園の開催

学びながら仲間づくりもできる入門講座として、県内3カ所で実施する。

・開催期間	平成28年6月～12月	
・開催会場	中央地区(秋田市)	中央シルバーエリア
	県北地区(大館市)	大館市中央公民館
	県南地区(大仙市)	大仙市大曲交流センター

県内の各ロングライフアドバイザー連絡協議会との連携を図り、秋田LL大学園の運営の推進を図る。

(2) シニアボランティアの活動促進

1) いきいき特派員の活動支援

インターネットによるブログを活用し、各地域で開催されるイベント情報や講演会情報の収集に努める。

2) ロングライフアドバイザーの活動支援

県内9圏域にあるロングライフアドバイザー連絡協議会の運営を支援し、活動の促進を図る。

3) サラリーマンシニア社会活動の支援

サラリーマンシニアの地域における活動を支援する。

4) 秋田LL大学園OB会の活動支援

LL大学園のOB会の活動を支援する。

5) 地域支えあい活動の普及啓発

3. 「元気にとしよる十ヶ条」普及啓発事業の実施

「元気にとしよる十ヶ条」のさらなる普及啓発により、県内全体のスローガンとして定着させ、県民への活用促進を図る。

○「元気にとしよる十ヶ条」のポスター・パンフレットによる普及啓発

秋田LL大学園、全国健康福祉祭、県版ねんりんピック大会等のLL財団の諸行事において、啓発普及のためのポスターの掲示等を行う。

4. 仲間づくり支援事業の実施

県内で同じ趣味や興味を持つ高齢者が集まって行っているサークル活動の情報収集及び提供や、新しいサークルを結成しようとしている高齢者への指導・助言を行い、家庭に引きこもりがちな高齢者の社会参加活動を支援する。

- (1) 県内高齢者グループ活動、サークル活動の情報収集のための実態調査の実施
- (2) LL財団ホームページによるシニアグループ・サークルの紹介
- (3) 生きがい関連団体との情報交換

5. 高齢者の生きがいと健康づくりに関する情報収集・提供

(1) 情報誌『ロングライフ』による高齢者向け情報の発信

高齢者向けの総合的な情報を発信して、明るい長寿社会に向けての啓発・普及を図る。

- ① LL財団の事業のお知らせ、案内、事業内容の報告
- ② 生きがい健康づくりに関する情報
- ③ シニアサークルに関する情報

(2) LL財団事業紹介等のホームページの運営

LL財団が開設しているホームページにより、各種事業の紹介・参加者募集等について、インターネットを活用した情報を発信する。

(3) 秋田で元気一番『みんなのブログ』による情報発信

LL財団のホームページに『秋田で元気一番「みんなのブログ」』を開設し、各種事業の紹介と参加者募集をインターネットの活用により情報を発信するとともに、情報交換を図る。

- ① LL財団に関する事業案内・事業内容の報告
- ② 生きがい健康づくりに関する情報
- ③ シニアサークルに関する情報
- ④ 県内で行われる行事情報

6. 北海道・東北ブロック明るい長寿社会づくり推進機構連絡協議会の開催

北海道・東北ブロックの各道県の明るい長寿社会づくり推進機構事業の取組状況の報告や情報交換を行い、今後の推進機構事業の新たな事業推進に活かすため、本県が当番県となっており、連絡協議会を開催する。

- ・開催時期 平成29年1月
- ・開催地 秋田市(予定)

IV 県高齢者総合相談・生活支援センター（シルバー110番）の運営事業の実施

IV-1 《高齢者総合相談・生活支援事業の実施》

「高齢者ほっと安心相談事業」として、高齢者やその家族等が抱える心配ごと、悩みごとの相談に応じるとともに、市町村や地域包括支援センターと連携して、相談者の問題解決の手助けをすることにより、在宅での生活を望む高齢者が、尊厳をもった生活を地域で安心安全に暮らせるように支援する。

また、市町村や地域包括支援センター相談業務のスーパーバイザーとして相談・助言等を行うことにより、県内の相談業務の連携、底上げを図る。

介護保険制度の持続可能を確立するため、介護予防の充実を図る「新しい総合事業」を速やかに各市町村が取り組めるように、生活支援コーディネーターの養成支援、包括的支援事業（高齢者権利擁護、高齢者虐待等）等を実施し支援を行う。

さらには、地域ケア・マネジメント支援機能強化事業を実施し、地域ケア会議等の活動支援事業、地域包括ケアシステム構築セミナー等の開催等を通じ、市町村、地域包括支援センターの取り組みを支援するとともに、介護従事者や県民への啓発・普及を図る。

高齢者向けの総合的な情報の収集・提供等を行うほか、県内の各種相談機関で構成する、「心のセーフティネット」、「県被害者支援連絡協議会」等との連携を図り、県民の抱えている悩みごと、心配ごと相談に対応する。

1. 高齢者ほっと安心相談事業の実施

(1) 一般相談及び専門相談の実施

一般相談（くらしの一般相談、保健・介護相談等）については、常時相談に応ずるものとし、専門相談（法律、人生、高齢者権利擁護、福祉用具・住宅改修等）については、引き続き充実・強化を図り、効率化を進める。

- | | |
|---------|---|
| 1) 相談日 | 月曜日から土曜日まで毎日
(日曜、祭日、年末年始はお休み) |
| 2) 開設時間 | 一般相談 午前9時から午後5時まで
専門相談 午後1時から午後4時まで |
| 3) 相談方法 | 電話、来所、文書等 |
| 4) 相談内容 | |
| ①一般相談 | 家族や人間関係、老後の不安、施設入所、在宅福祉サービス、健康・保健・介護、就労等に関する相談(常勤相談員) |
| ②専門相談 | 法律、人生、高齢者の権利擁護定期相談、福祉用具・住宅改修等、専門的分野に関する相談(専門相談員) |

(2) 「シルバー110番なんでも相談」の開催

高齢者の一日総合相談を開設し、悩みごと心配ごとの解決を図るとともに、高齢者総合相談・生活支援センターの利用促進のためのPRも併せて行う。

- ・期 日 平成28年9月13日（火） 午後1時から午後4時まで
- ・場 所 中央シルバーエリア

また、必要に応じて関係専門相談機関と連携し、特別相談を行うこととする。

(3) 相談業務スーパーバイズ事業の実施

市町村や地域包括支援センターの相談業務スーパーバイザーとして相談・助言等を行うことにより、県内の相談業務の連携、底上げを図る。

県内12カ所の相談機関を訪問し、相談・助言等を行う。

2. 新しい総合事業の取組支援事業の実施

持続可能な介護保険制度を確立するため、「新しい総合事業」を速やかに各市町村が取り組めるように、市町村、地域包括支援センター等を対象とした生活支援コーディネーターの養成研修、権利擁護推進事業を実施するほか、高齢者虐待等に関する研修等を開催するなど、市町村等の取組みの支援を図る。

(1) 生活支援コーディネーター養成支援の実施

1) 生活支援コーディネーター養成研修の実施

生活支援コーディネーター候補者（市町村の地域支え合い活動実践者等）を対象に養成研修を実施し、市町村が行う地域の支え合い活動を支援する。

年1回開催（50人を対象予定）

2) タウンミーティング等の開催

地域住民自らが、地域の社会資源について気づくための場を提供するなど、市町村が生活支援コーディネーターを設置しやすいように取り組みを支援する。

- ・地域の支援主体となる住民・団体等の意識啓発
- ・関係者の協力協働関係づくりの醸成

(2) 地域支援事業における支え合い活動推進事業の実施

地域支援事業における支え合い活動を推進するため、モデル市町村づくりや推進体制の整備のための委員会を開催するほか、情報誌『地域ささえあい通信あきた』を発行し、市町村に設置される生活支援コーディネーター、協議体の啓発に努める。

(3) 包括的支援事業推進事業の実施（高齢者権利擁護推進事業）

地域包括支援センターを支援する事業として、市町村、地域包括支援センター職員等を対象に、成年後見制度の活用、高齢者虐待、消費者被害等を中心とした権利擁護に関する専門的な相談への対応、担当者研修会等を開催するなど、県内各市町村の権利擁護の取組みを支援する。

1) 定期相談会の開催

成年後見制度の手続き、高齢者虐待等困難事例への対応、消費者被害等、高齢者の権利擁護に関する専門的な相談を地域包括支援センターや、高齢者本人、その家族等から受け、弁護士、司法書士、社会福祉士等が対応する。

毎月 第3木曜日（午後1時～4時まで）（年12回）

2) 困難事例検討会の開催（県内3カ所）

市町村や地域包括支援センター等からの権利擁護、高齢者虐待、消費者被害等の困難事例の対応等の事例検討会を開催し、弁護士、司法書士、社会福祉士等の支援を通じ、事例を通し対応のあり方を学ぶとともに、相互の連携のもとに、今後の地域の相談活動に活かす。（県北、県央、県南の3カ所）

3) 権利擁護担当者研修会等の開催

高齢者の権利擁護に関する普及や取り組みの促進状況、先進地事例や活動状況の紹介、情報交換、虐待防止ネットワーク構築に向けた関係職員向けの研修会等を開催し、資質向上を図る。（居宅、施設）

3. 地域ケア・マネジメント支援機能強化事業の実施

地域包括ケアシステムの構築を推進するため、県内の行政機関や関係団体等の共通認識を図るとともに、地域ケア会議等の活動を支援するための研修会や、県民の地域包括ケアシステムへの理解を得るためのセミナーや講演会等を開催する。

(1) 地域ケア会議等活動支援事業の実施

1) 地域ケア会議機能強化支援事業の実施

地域包括ケア推進指導者養成研修修了者等を広域支援員として委嘱し、地域ケア会議の他職種協同で行う個別事例への対応の支援や、それを支える社会基盤の整備を進める機能・役割に関する研修会の開催、実際のケア会議への参加助言を行う等により、地域包括支援センターの機能強化を図る。

2) 地域包括ケアシステム構築セミナーの開催

地域包括ケアシステムの構築を推進するため、新しい総合事業における助け合い活動の推進等に関するセミナーを開催し、市町村等の取り組みを支援する。

- ・対象者 行政・地域包括支援センター・関係機関団体・一般県民等
- ・内容 新しい総合事業における助け合い活動の推進に関するセミナーの開催

(2) 県民に対する地域包括ケアシステムの紹介

1) 地域包括ケアシステム構築に関する講演会の開催

住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現するため、一般県民へセミナーを開催し啓蒙を図る。

- ・対象者 一般県民等
- ・内容 地域包括ケアシステムの構築をテーマとしたシンポジウム等の開催

4. 各種相談機関との連携強化及び相談員等の研修の実施

(1) 高齢者関係相談員研修会等の開催

各地域で高齢者関係相談に係わっている市町村、市町村地域包括支援センター、主任介護支援専門員、市町村社協等、県段階の各相談機関等を対象に、相談対応や高齢者をめぐる課題・問題点等に関する研修会等を開催するとともに、意見交換等を通じ関係機関の連携強化を図る。

相談従事者のスキルアップのため、対人援助技術、認知症の理解、傾聴スキルトレーニング等、テーマ別に研修を開催する。

(2) 各種相談機関との連携

県内の各種相談機関で構成する、「心のセーフティネット」、「県被害者支援連絡協議会」等との連携を図るとともに、中央児童相談所、女性相談センター、警察関係の研修や各種会議等に積極的に参加し、連携に努める。

5. 高齢者向け住宅改修の促進と福祉用具等の利用の啓発

福祉用具展示コーナーとして、住宅改修モデルルームや福祉用具の展示、福祉用具の訪問展示・説明等を行い、住宅改修や福祉用具の利用に関する相談に対応する。

IV-2 《介護実習・普及事業の実施》

高齢になっても、介護が必要になっても、地域で共に支え合いながら、住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らし続けられるように、介護の研修や実習等を通じて県民各層に対し、介護予防の概念も含めた介護知識・技術の普及を図り、高齢社会を皆で支え合う自助・互助・共助という考え方を普及しつつ、共に支え合う地域づくりの推進を支援する。

また、社会福祉士及び介護福祉士法制度改正により、介護職員等による喀痰吸引等の実施制度化に伴い、県から委託を受けて適切で安全なたん吸引等を行うことができる介護職員等を養成する研修等を実施する。

1. 高齢者の生活支援に関する介護知識・技術等普及促進事業の実施

(1) 福祉用具の常設展示とモデルルームを活用した住環境整備相談の実施

福祉用具の普及啓発と適切な利用を図るための福祉用具県連講座、相談援助、情報の収集と提供、福祉用具の展示環境の整備、福祉用具の説明会の開催等による地域支援を行う。さらに日本福祉用具供給協会秋田県ブロックと共催にて福祉機器大展示会を行い在宅生活に必要な機器の理解を選定法の普及を行う。

(2) 県民向け講座・研修の開催

県民向け生活支援技術講座、福祉用具講座、認知症講座等を開催する。

(3) 高齢者の生活や介護に関する情報の発信

情報誌への記事掲載や各種資料等の提供を行う。

2. 新しい総合事業の取組支援事業の実施（県受託・補助事業）

（1）新しい総合事業研修（介護予防）の開催

地域包括ケアシステムにおける新総合事業を円滑で効果的に進めるため、市町村、介護予防事業所職員の研修を開催し資質向上を図る。

対象；介護予防従事者、市町村、地域包括支援センター職員等
（1日×2回開催 80人／回）

（2）介護施設等看護実務者研修の開催

医療的な観点から権利擁護の視点に立った介護に関する実践的、専門的手法を習得し、介護現場で権利擁護の取組を行う人材の資質向上を図る。

（3日間×1回開催 100人／回）

（3）訪問介護員の人材養成における基本研修の開催

1）訪問介護員基礎研修

地域住民が住み慣れた在宅で自分らしく過ごせるよう、訪問介護員の実践に即した研修を行い資質向上を図る。（1回80人／全10回）

2）訪問介護サービス提供責任者基礎研修

介護計画の作成等業務内容に沿った実践的な研修を実施し、訪問介護サービスの適正実施と資質向上を図る。（3日間 1回 80／回）

3. 介護職員等によるたんの吸引等研修事業の実施（県受託事業）

（1）不特定の者に関する研修

特別養護老人ホーム等の施設及び居宅において、必要な医療的ケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成する。

○ 指導者講習事業 指導看護師の養成講習の実施 （2日間1回 100名／回）

○ 基本研修事業の実施

・（基本研修講義50H） 9日間 （2回 220人／年間）

・（基本研修演習5日間） 8会場で実施（220人／年間）

① 口腔内のたん吸引、②鼻腔内のたん吸引、③気管カニューレ内部のたん吸引

④ 胃ろう又は腸ろうの経管栄養、⑤経鼻経管栄養

・演習は、県北部・中央・県南部の看護学校等8か所において実施する。

・再評価（2日間）・再演習（5日間）・再々評価（1日間）の実施

（各2回／年間）

○ 実務者研修修了者（一部履修免除者）に対する手技確認の実施 （2回／年間）

○ 実地研修事業の実施（実地研修機関として登録している施設等で実地研修を行う）

※ 内容及び回数

① 口腔内のたん吸引実技実習 10回以上

② 鼻腔内のたん吸引実技実習 20回以上

③ 気管カニューレ内部のたん吸引実技実習 20回以上

④ 胃ろう又は腸ろうの経管栄養実技実習 20回以上

⑤ 経鼻経管栄養実技実習 20回以上

- 指導看護師の打ち合わせ会議の開催（指導及び評価等に関する会議）1回/年
- 研修実施委員会の開催（特定と合同）（2回/年 委員11名）
- 試験判定部会の開催（特定と合同）（13回/年 委員3名）
- 指導看護師派遣事業の実施
 実地研修が停滞している事業所との連絡調整を行い、指導看護師を派遣し、実地研修の実施を推進する。
 - ① 非常勤指導者が8回/月事業所に出向き実地研修を指導（8×10か月 80回）
 - ② 2名の指導者が6回/月事業所に出向き実地研修を指導（6×10か月×2 120回）

（2）特定の者に関する研修

県内の居宅系事業所等において、たんの吸引等を必要とする特定の者（特定の個人）に対して、医師、看護師の連携の下により安全に実施するため、たんの吸引等を適切に行うことができる介護職員等を養成する。

- 特定指導看護師講習会（講義9H 演習100分）（2日間/1回 2回/年）
- 基本研修の実施（講義9H 演習100分）2日間（2回 100人/年間）
- 実地研修の実施（訪問居宅もしくは施設で実地研修を行う）
- 研修実施委員会の開催（不特定と合同、2回/年 委員11名）
- 試験判定部会の開催（不特定と合同、委員3名）

4. その他介護職員等研修事業の実施の実施

（1）医療・福祉に関するテーマ研修の開催（高齢者介護・看護に従事する職員が対象）

様々な疾患を有する要介護高齢者ケアの現場に必要な介護・医療の知識を習得する研修を実施し、高齢者の状態悪化を防止するとともに、予防や回復の支援に役立てる。

（12回 120人/回）

（2）地域包括ケア構築のための住環境整備に関する研修の開催

（地域包括支援センター職員・介護支援専門員等が対象）

住宅改修に係る地域包括支援センター職員や介護支援専門員を対象に、住環境整備の促進に向けた利用者の個別ニーズに応じた住宅改修の研修を行い、その資質向上を図る。

（1回/2日/100人）

（3）共催による研修の開催（介護サービス従事者対象）

他団体との共催による研修を開催し、介護従事者の生活支援技術向上を図る。

（1回/5日/30人）

V 認知症コールセンター運営事業の実施(県受託事業)

認知症の方とその家族が抱える悩みや疑問は、認知症の医療に関すること、介護サービスの利用方法や介護そのものの悩みなど多岐にわたっている。

このため、認知症の知識や介護技術の面だけでなく、精神面も含めた様々な支援が必要となっている。

当コールセンターでは、認知症介護に関わっている方や介護経験者等の相談員が電話で相談に応じ、気軽に相談できる体制を構築することにより、認知症の方などが住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する。また引き続き、関係機関・団体の協力を得て特別相談を年2回開催する。

なお、県民に対し効果的に認知症に関する相談に対応するため、県認知症疾患医療センター等をはじめとした、認知症に関する相談機関等と連携を密にし、相談・支援を図ることとする。

1. 認知症コールセンターの相談業務実施

- ① 相談日・相談時間 月曜日から土曜日 午前9時から午後5時まで
(但し、日曜日、祝日、年末年始はお休み)
- ② 電話番号 018-829-2275
- ③ 相談対象 認知症高齢者ご本人やご家族等の介護者など(相談は無料)
- ④ 相談員 認知症の介護経験者と、保健師・看護師・介護福祉士・介護支援専門員等の資格を有する者等に対応。

2. 認知症特別相談会の開催

認知症コールセンター特別相談会を、医療、保健、介護、家族の会等の協力を得て年2回開催し、認知症に関する相談に対応するとともに、認知症コールセンターの利用促進のためのPR、情報提供も併せて行う。

平成28年度 秋田県高齢者総合相談・生活支援センター相談日

平成28年4月1日

		月	火	水	木	金	土	備 考
くらしの一般相談		○	○	○	○	○	○	午前9時～午後5時 認知症コールセンター と双方で対応
保健・介護相談		○	○	○	○	○	○	
認知症に関する相談		○	○	○	○	○	○	
専 門 相 談	法 律 相 談		○					毎月第2・第4火曜日 午後1時～午後4時
	人 生 相 談			○				毎月第1水曜日 午後1時～午後4時
	高齢者権利擁護 定期相談				○			毎月第3木曜日 午後1時～午後4時
	福祉用具・住宅改修 定期相談						○	定期相談会 年6回 (奇数月の第3土曜日)
	認知症特別相談							認知症コールセンター で対応 年2回

※ 日曜日、祝祭日、年末年始はお休み。

※ 専門相談の相談時間は午後1時～午後4時まで。事前に予約が必要である。

※ 専門相談は、相談日が祝祭日等のときは、別途指定した日とする。

※ 高齢者権利擁護定期相談は、高齢者の権利擁護に関する相談を、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の協力を得て実施する。

※ 「福祉用具・住宅改修相談」については、建築士、介護支援専門員、福祉用具専門相談員等の協力を得て、定期相談会・随時相談を実施する。

VI 介護支援専門員養成事業の実施

介護保険制度のキーパーソンとなる介護支援専門員（ケアマネジャー）に係る事業として、実務研修受講試験を実施するほか、実務研修・現任研修等の研修内容の充実強化を図る。

また、介護支援専門員の登録制度・更新制度に伴い、更新の対象者への周知徹底を図るとともに、実務研修や専門研修Ⅰ・Ⅱ、再研修、主任介護支援専門員研修等を引き続き実施し、介護支援専門員の資質向上を図る。

なお、28年度から介護支援専門員の研修体系が見直され、新たに主任介護支援専門員更新研修が創設されるなど、介護保険制度における介護支援専門員の役割はますます重要となるため、適切な研修運営と関係機関等への周知などに努める。

1. 介護支援専門員実務研修受講試験の実施（県指定実施機関、自主事業）

介護支援専門員の業務に関する演習等を主体とする実務研修を受講するに際し、事前に、介護支援専門員の業務に関する専門的知識や技能等を有していることを確認するために試験を行う。

なお、27年度より受験要件が一部改正されているため、その周知を図る。

- ・実施期日 平成28年10月2日（日）
- ・会場 秋田市及び近郊の大学、研修施設等
- ・受験申込者数 2,000人(予定)

2. 介護支援専門員実務研修、現任研修（専門Ⅰ・Ⅱ研修）等の実施（一部補助事業）

（1）介護支援専門員実務研修の実施（県指定実施機関、自主事業）

介護支援専門員実務研修受講試験の合格者に対して、介護保険制度の適切かつ円滑な運営に資するため、必要な知識、技能を有する介護支援専門員を養成する。

なお、研修体系の見直しにより、これまで実施していた実務従事者基礎研修と統合した内容となる。

- ・期間 平成29年1月～平成29年3月まで
- ・実施場所 秋田市で開催(前期8日間、後期7日間を3組で実施)
- ・実施方法 前期・後期合わせて概ね87時間の受講時間（これまで45時間）
- ・受講予定者数 250人（受講者数により研修組数を決定）

（2）介護支援専門員現任研修等の実施（補助事業）

介護保険制度の円滑な運営に必要な知識、技術の習得など、介護支援専門員の経験年数別に、その資質の向上のための研修等を実施する。

① 専門研修課程の実施（県指定実施機関）

- 1) 実務に就いた後6ヶ月以上の方を対象とした「専門研修課程Ⅰ」を実施する。
（8日間×2組、56時間）（これまで33時間）

- 2) 実務に就いた後3年以上の方を対象とした「専門研修課程Ⅱ」を実施する。
(4日間×4組、32時間)(これまで20時間)

3. 主任介護支援専門員研修の実施(県受託事業)

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を習得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員を養成する。研修受講対象は、実働経験5年以上の者を対象とする。(11日間、70時間、70人)

4. 主任介護支援専門員更新研修の実施(県受託事業)(新規)

主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期限の更新時に併せて、研修の受講を課すことにより、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たして行くために必要な能力の保持・向上を図る。(8日間、46時間、70人)

5. 介護支援専門員更新研修の実施(県指定実施機関、自主事業)

介護支援専門員証に有効期限が付され、更新時に研修の受講を課することにより、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員としての必要な知識及び技術の向上を図り専門職としての能力の保持・向上を図る。

介護支援専門員証の有効期限が1年以内に満了する者で次のいずれかに該当する者について、更新研修を実施する。

(1) 介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者

夏(平成28年8~9月)、冬(平成29年1~3月)の2組で実施することとするが、研修体系の見直しにより、夏の開催については、現行(前期3日間、後期4日間、概ね45時間)とし、冬の開催については、見直し後(前期3日間、後期7日間で実施予定、概ね54時間)の内容で実施する。

(2) 介護支援専門員として実務に従事している者又は、従事していた経験を有する者

介護支援専門員専門研修Ⅰ及び専門研修Ⅱ相当の研修を受講することとする。

ただし、実務経験を有しており、更新が2回目以降の者は、専門研修課程Ⅱ相当の研修のみを受講することとなる。

専門研修課程Ⅰ相当	8日間×2組、56時間
専門研修課程Ⅱ相当	4日間×4組、32時間、合計 88時間

6. 介護支援専門員再研修の実施(県受託事業)

介護支援専門員として実務についていない者、又は実務から離れている者が実務に就く際、介護支援専門員としての必要な知識、技能の習得を図る。

登録後5年以上実務に従事したことがない者又は、実務経験はあるが、その後5年以上実務に従事していない者で、今後新たに員証の交付を受けようとする者について、再研修を実施する。

夏（平成28年8～9月）、冬（平成29年1～3月）の2組で実施することとするが、研修体系の見直しにより、夏の開催については、現行（前期3日間、後期4日間、概ね45時間）とし、冬の開催については、見直し後（前期3日間、後期7日間で実施予定、概ね54時間）の内容で実施する。

Ⅶ 介護サービス情報の公表事業の実施

「介護サービス情報の公表」制度については、介護保険制度の基本理念である「利用者本位」「高齢者の自立支援」「利用者による選択(自己決定)」を現実のサービス利用において保障するための仕組みとして施行されている。

本公表制度は、利用者による介護サービス事業所の選択を支援することを目的とし、都道府県内の事業所の比較検討が可能となるよう、介護サービスの種類ごとに共通の項目の情報を、「介護サービス情報公表システム」を通じて公表するものである。

これにより、介護サービス事業所は、事業所の基本的な事項やサービス内容、運営等の取組状況に関する情報の報告と、「介護サービス情報の公表制度における調査の指針」に基づき調査の対象となった事業所においては、事実確認のための訪問調査の受審が義務付けられている。

当財団は、秋田県から公表制度にかかる指定事業所として、業務を受託運営し、介護サービス情報の報告・調査・公表を通じ、県民の事業所選択に資するよう、適正な運営を図る。

1. 指定介護サービス情報公表センター及び指定調査機関の運営

(1) 介護サービス事業所の報告・調査及び介護サービス情報の公表に関する計画の策定

公表対象となる全24種類52サービス(介護予防サービスを含む)のうち、本県における公表対象事業所が報告する介護サービス情報の受理・調査・公表等の事務を効率的かつ円滑に行う観点から、事業所ごとの報告計画、調査計画および公表計画を定める。

平成28年度は約1,960件の事業所を予定。

(2) 介護サービス情報の報告の受理

「介護サービス情報報告システム」により、事業所が報告する介護サービス情報について、報告内容の確認、受理を行う。

(3) 介護サービス情報公表及び調査手数料の徴収

対象事業所から秋田県介護保険法関係手数料徴収条例に基づき徴収する「介護サービス情報公表手数料および同調査手数料の徴収事務を受託(秋田県徴収事務受託者)し、請求・入金管理事務を一括して実施する。

(4) 介護サービス情報の調査

介護サービス事業所の調査事務、事業実施に係る調査員の調整事務等を実施する。
平成28年度は、「介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針」に基づいて抽出された事業所約720件について調査を実施する予定。

(5) 情報の公表

計画に基づき、事業所ごとの基本情報及び運営情報(調査を実施した場合は調査結果について)を、「介護サービス情報公表システム」を通じて公表する。

(6) 公表情報に対する苦情、相談等の受付

随時県民・事業所等からの苦情・相談に対応すべく対応窓口を設置する。

(7) 調査員養成研修

調査員としての共通の心得、判断の統一、中立・公正な調査を行うため、必要に応じた研修を行う。

2. 地域密着型サービス外部評価調査員養成研修事業の実施(県指定実施機関)

地域密着型サービス(グループホーム・小規模多機能型居宅介護事業所)に、年1回受審が義務づけられた外部評価を実施するため、必要な知識及び技能を取得し、均質性が確保された評価調査員の養成を図ることを目的とし、必要に応じて以下の研修を実施する。

(1) 新規調査員研修の実施

- ・受講対象者： 外部評価を実施する外部評価機関に属するもの(予定を含む)であって、今後評価調査員として従事しようとするもの。
- ・定員： 10名
- ・内容・日程： 国が示す標準カリキュラムに沿って実施。4日間(26時間)とし、うち1日間(8時間)は実習

(2) 現任調査員フォローアップ研修の実施

- ・受講対象者： 外部評価調査員として、現に従事している者
- ・定員： 60名
- ・内容・日程： 国が示す標準カリキュラムに沿って実施。1日間(5.5時間)

VII シルバーサービスの振興事業の実施

超高齢社会を迎えて、高齢者をはじめ国民のすべてが安心して暮らすため、公的サービスのみならず、民間サービス、インフォーマルサービス等の選択、契約・利用等、高齢者のさらなるニーズの多様化が予想されている中で、民間の立場で、それぞれの幅広い分野で支えていくという、シルバーサービスの振興の気運が高まっている。

こうしたときに、シルバーサービスの健全な育成を図るため、諸課題に応じた介護保険セミナーやシルバーサービス展等の開催、情報交換等を行うことにより、質の向上を目指すとともに、シルバーサービスの振興を図る。

1. シルバーサービス振興連絡協議会 全国研修会

各都道府県のシルバーサービスの振興組織と連携を図り、厚生労働省及びシルバーサービス振興会から助言指導をいただきながら、今後のシルバーサービスの方向性を探る研修会を実施する。

期日；8月上旬

会場；神奈川県内

2. 課題別介護保険セミナー等の開催

賛助会員制の加入促進を図るとともに、課題別に介護保険セミナー等を開催し、明るい長寿社会づくりの啓発、シルバーサービスの振興を図る。

3. シルバーサービス展の開催

それぞれの分野における介護サービス等の情報を提供するシルバーサービス展を開催する。